

地域防犯カメラ設置支援事業について

総務部総務課

1. 概要

県下の刑法犯認知件数は増加傾向にあり、多種多様な犯罪が発生している。

そこで、地域が自主的に犯罪の予防を目的に常設する「地域防犯カメラ」の設置について補助金を交付し支援することにより、安全で安心なまちづくりを推進する。

また、その目的を達成するため、必要に応じて、安来警察署その他関係機関と相互に協力をするものとする。

2. 地域防犯カメラの定義

「地域防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として地域の団体が設置するカメラ本体及び録画記録装置をいい、次の要件を満たすものとする。

(1) 道路、公園その他不特定多数の者が利用する公共の空間を撮影するためのものであること。

(2) 特定の個人を識別できる画像の常時録画が可能なものであること。

- ① 有効画素数200万画素以上
- ② 防犯カメラの防塵防水仕様はIP66以上
- ③ 7日間以上の映像記録が可能なもの

3. 地域防犯カメラの設置条件

(1) カメラを設置しようとする土地及び構造物の所有者、管理者等の同意又は必要な許可を受けていること。

(2) カメラの撮影について、当該撮影区域に公共用地以外の土地（建物）の全部又は一部が含まれる場合は、当該土地（建物）の所有者等の同意を得ていること。

(3) 設置した日から起算して5年間は設置を継続すること。

(4) 補助金の交付の目的に反してカメラを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4. 事業の内容

(1) 事業費 500千円

※予算の範囲内で実施

(2) 補助対象 自治会、地縁団体等の地域団体

※ただし、1年度内1団体につき1件(1台分)までとし、当該補助金の交付を受けた日から5年間は、申請できないものとする。

(3) 対象経費

防犯カメラの購入及び設置費用並びに防犯カメラが設置してあることを表示する表示板、柱等に係る費用(初期費用分)又は更新に係る費用とする。

ただし、次の費用は、対象経費としない。

- ① 保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費
- ② 地代及び占用料
- ③ 機器等の移設又は撤去に係る費用(※更新の場合は除く。)

(4) 補助金の額

対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。1件(1台分)につき上限額は50千円

柱については、市防犯灯設置事業補助金交付要綱に準じて補助する。

5. スケジュール

〃 8月 事業周知(広報やすぎ等)

〃 9月 1日 補助金交付要綱の制定、申請受付開始

令和9年2月26日 受付終了(ただし、予算の限度額に達し次第終了)

6. その他

市は、地域防犯カメラ設置支援事業に係る各関係書類に基づき、台帳の作成及び地図情報への登録など、データベースを作成してこれを管理するものとする。

